第十条の表第三条第五項第四号二及び第六項の項中「第三条第五項第四号二」を「第三条第五項第六号二」に改め、同表第三条第五項第五号の項中「第三条第五項第五号」を「第三条第五項第七号」に改め、同表第五条第一項第一号の項中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は」を削り、「同法第二条第十五項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）」に改め、「個人番号又は」を削り、同表第六条第一項第一号及び第二項第一号の項中「個人番号又は」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第六条第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。

3　改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第六条第一項及び第二項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法第七条の九第二項、第六十七条の八第二項及び第九十四条第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第七条第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）について適用し、同日前に提出した届出書については、なお従前の例による。

○農林水産省令第七十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二大中型まき網漁業の項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「中西部太平洋条約海域」の下に「（公海を除く。）」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　南緯二十度の線以北、北緯二十度の線以南の中西部太平洋条約海域（公海に限る。）における大中型まき網漁業の操業（集魚装置から一海里以内の海域におけるものに限る。）は、禁止する。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。